

【用語】家守―地主に代わつて地代や家賃を徴収した者 店立―借家より追い立てること 浦店―表店に対する裏店 町請人―桐生新町の保証人 国請人―出身地の保証人 知行所―旗本の領地

【解説】城下町などの町方には、屋敷を所持して領主から一軒前の町方構成員として認められていた人々と、屋敷や家屋を賃借していた地借・店借（たながかり）と呼ばれる人々がいた。桐生新町は行政的には在方に属したが、桐生織物の生産と流通の拠点として次第に人口が増加し、町場化が著しかった。

この文書は、本町六丁目の組頭新居甚兵衛が、享和二年（一八〇二）六月から文化二年（一八〇五）十二月までの間に、本町三丁目と六丁目に店借・地借として転入した者を書き留めたものである。内容は、転入年月日、店主または屋敷主、店借人の出身地、職種、家賃、檀那寺など、転入にかかる基本的な事項が記載されており、桐生新町の構成員としての地借・店借層の具体的な様相を知ることができる。全六カ町から構成される桐生新町のわずか二カ町分だけで、しかも三年半の短期間であるが、この間に地借・店借合わせて一二五軒が増加している。彼らの出身地をみると、館林・邑楽郡地域を中心とする上野国内が五五人、下野国が二四人、その他の国外が一三人であり、約半数が他国の出身者で占められていた。そして、これら地借・店借層の動向が桐生新町の盛衰に大きな影響を及ぼしたのである。